

# 川口市・鳩ヶ谷市の合併に伴う法人市民税の手引き

川口市市民税課諸税係  
平成23年10月11日作成

## 目 次

1	はじめに	・・・・・・・・ 1
2	合併に伴う申告方法	・・・・・・・・ 1～2
3	「合併に伴う法人市民税の申告明細書」について	・・・・・・・・ 2～3
4	電子申告について	・・・・・・・・ 3
5	計算例	・・・・・・・・ 4～7
6	記入例	・・・・・・・・ 8～11
7	税率表	・・・・・・・・ 12
8	お知らせ	・・・・・・・・ 13

## 1 はじめに

川口市は、平成23年10月11日に鳩ヶ谷市を編入し、(新)川口市(以下、合併後のみを示す場合「新市」という。また、合併前の川口市も含める場合「川口市(新市)」という。)となりました。合併による法人税割及び均等割の税率の変更はありませんが、事業年度または連結事業年度(以下「事業年度」という。)、算定期間等が合併日を含む場合に申告方法が変わります。

## 2 合併に伴う申告方法

### (1) 確定申告

#### ① 法人税割

従来通り変更はありません。

#### ② 均等割

合併により鳩ヶ谷市は合併日前日(平成23年10月10日)で消滅したものとみなされます。したがって、合併日を含む事業年度で、かつ鳩ヶ谷市内に事務所等を有していた法人は、平成23年10月10日付で事務所等を廃止したものとみなして月割計算を行います。

ここで算出した均等割額と新市として月割計算した均等割額を合計します。

ただし、鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合は、鳩ヶ谷市で算出した均等割額と川口市(新市)の均等割額(1事業年度分)を合計します。

### (2) 予定申告

#### ① 法人税割

基本的に従来通りの計算方法となりますが、鳩ヶ谷市と川口市の両市に事業所等を有していた場合、それぞれの市の前事業年度の法人税割額の合計に基づいて計算してください。

#### ② 均等割

平成23年4月11日から平成23年10月10日までの間に事業年度の末日が含まれる場合、予定申告の算定期間内に合併日が含まれることから、鳩ヶ谷市内に事務所等を有していた法人は、確定申告と同様に、平成23年10月10日付で事務所等を廃止したものとみなして月割計算を行います。

ここで算出した均等割額と合併後の新市として月割計算した均等割額を合計します。ただし、鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合は、鳩ヶ谷市で算出した均等割額と川口市(新市)の均等割額(算定期間分)を合計します。

### (3) 中間申告

#### ① 法人税割

従来通りの計算方法となります。

#### ② 均等割

確定申告と同様です。

## 3 「合併に伴う法人市民税の申告明細書」について

「合併に伴う法人市民税の申告明細書」（以後、「明細書」という。）とは、今回の合併に伴う税額計算の際に、法人税割及び均等割の内訳等をご記入していただくものです。この「明細書」は課税の基礎資料となりますので、添付が必要となる法人は必ず提出してください。なお、「明細書」の添付が必要な法人は、次のように分類されます。

#### ■確定申告

- ・ 事業年度内に合併日を含む、鳩ヶ谷市にのみ事務所等を有していた法人
- ・ 事業年度内に合併日を含む、鳩ヶ谷市及び川口市のみに事務所等を有していた法人
- ・ 事業年度内に合併日を含む、鳩ヶ谷市、川口市及び他市に事務所等を有していた法人

#### ■予定申告

- ・ 算定期間内（事業年度開始の日から6ヵ月を経過した日の前日）に合併日を含む、鳩ヶ谷市にのみ事務所等を有していた法人
- ・ 算定期間内（事業年度開始の日から6ヵ月を経過した日の前日）に合併日を含む、鳩ヶ谷市及び川口市のみに事務所等を有していた法人
- ・ 算定期間内（事業年度開始の日から6ヵ月を経過した日の前日）に合併日を含む、鳩ヶ谷市、川口市及び他市に事務所等を有していた法人

#### ■中間申告

- ・ 仮決算による算定期間内（予定申告と同様）に合併日を含む、鳩ヶ谷市にのみ事務所等を有していた法人
- ・ 仮決算による算定期間内（予定申告と同様）に合併日を含む、鳩ヶ谷市及び川口市のみに事務所等を有していた法人
- ・ 仮決算による算定期間内（予定申告と同様）に合併日を含む、鳩ヶ谷市、川口市及び他市に事務所等を有していた法人

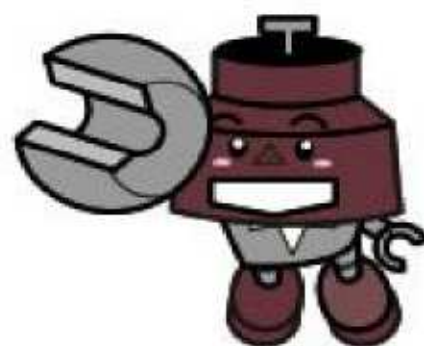
前記の法人が、合併日を含む事業年度及び算定期間にかかる申告書を提出する際に「明細書」の添付が必要となります。添付が必要となる法人には、確定申告書及び予定申告書の発送時（各申告期限の前月中旬～下旬頃）に「明細書」を同封させていただきます。（既に発送されている法人は同封の書類）

その他の申告において「明細書」が必要な場合は、下記までご連絡ください。

川口市役所市民税課諸税係 電話 048-259-7633（直通）

## 4 電子申告について

鳩ヶ谷市で電子申告を利用していた法人は、引き続き新市でも電子申告の利用が可能です。ただし、電子申告ではシステム上「明細書」の様式がありません。したがって、「明細書」の添付が必要な法人が電子申告をする場合は、「明細書」をPDF等の形式にて添付の上ご申告くださるようお願いいたします。また、「明細書」はFAXもしくは別途郵送にてご提出いただくことも可能です。ただし、申告の際にその旨がわかるよう備考欄等に記入してください。（市の担当が誤って添付の連絡をしてしまうのを避けるため）



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 5 計算例

### (1) 確定申告

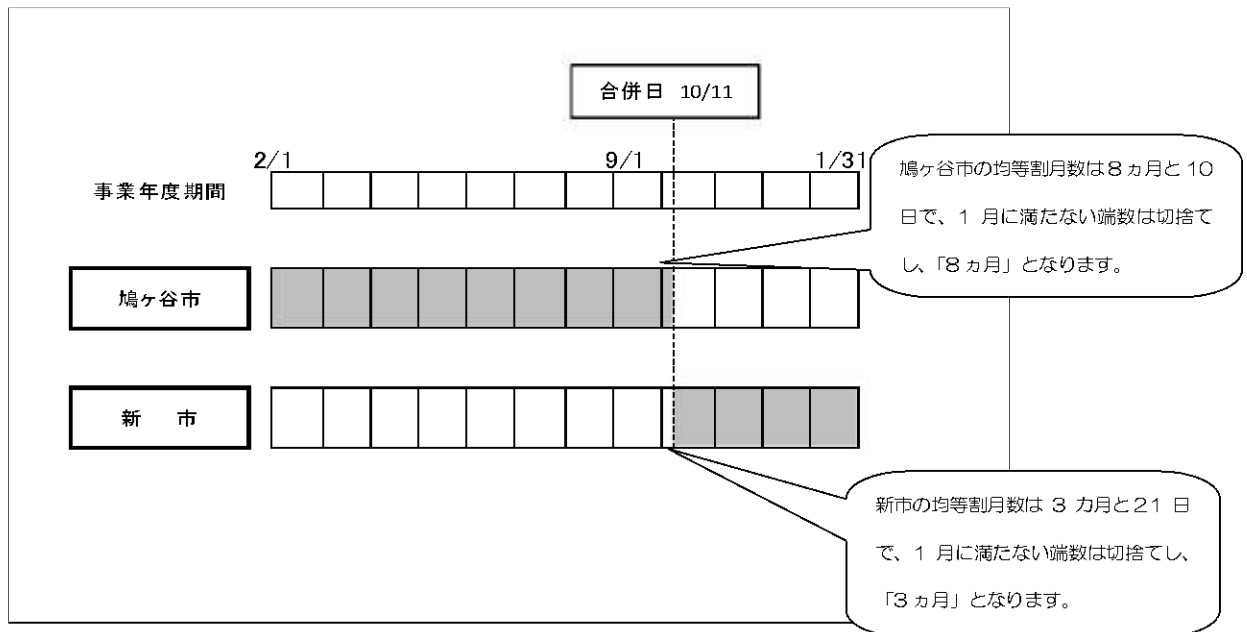
#### ■計算例1 単独法人のうち鳩ヶ谷市内のみに法人の事業所等を有していた場合

○事業年度	平成 23 年 2 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日
○資本金等の額	10,000,000 円
○法人税額	300,000 円
○従業者数	20 人

#### <法人税割額>

$$300,000 \text{ 円} \times 12.3\% = 36,900 \text{ 円}$$

#### <均等割額>



鳩ヶ谷市分 (20 人) 50,000 円 × 8 ヲ月 ÷ 12 ≒ 33,300 円 (下 2 桁切捨) …①

新市分 (20 人) 50,000 円 × 3 ヲ月 ÷ 12 ≒ 12,500 円 // …②

均等割額 ① + ② = 45,800 円

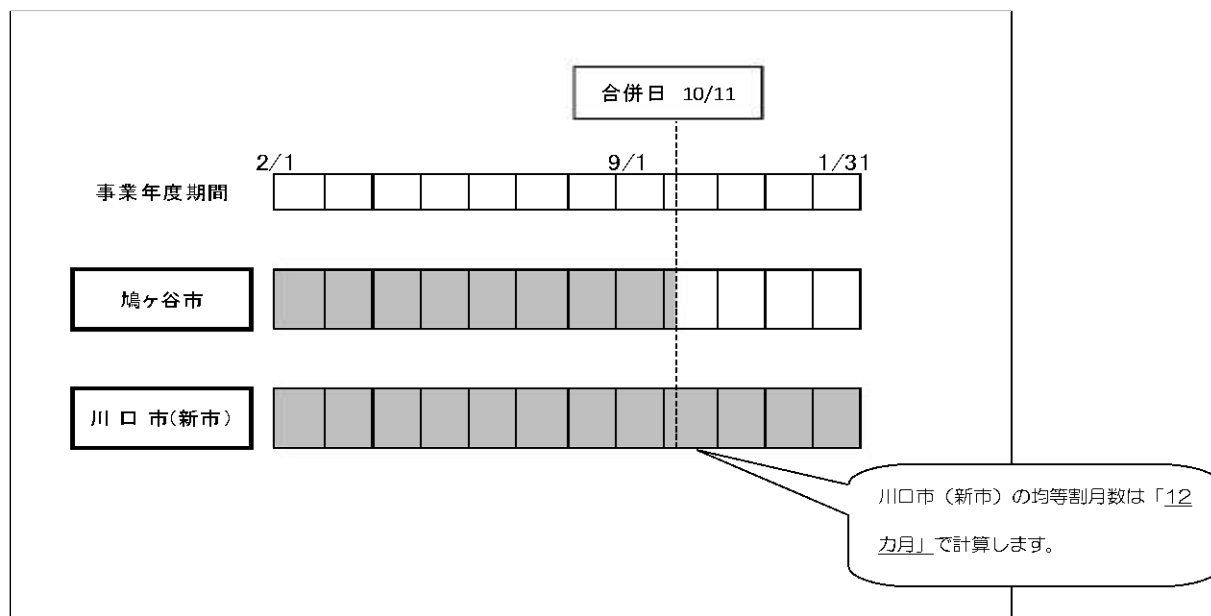
■計算例2 本店が市外で鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合

- 事業年度 平成23年2月1日～平成24年1月31日
- 資本金等の額 20,000,000円
- 法人税額 800,000円
- 従業者数 [平成23年10月10日現在]  
市外20人 鳩ヶ谷市20人 川口市35人  
[平成24年1月31日現在]  
市外20人 川口市(新市)55人

<法人税割額>

課税標準額  $800,000 \text{円} \div 75 \times 55 \approx 586,000 \text{円}$  (下3桁切捨)  
 法人税割額  $586,000 \text{円} \times 12.3\% \approx 72,000 \text{円}$  //

<均等割額>



鳩ヶ谷市分(20人)  $130,000 \text{円} \times 8 \text{ヵ月} \div 12 \approx 86,600 \text{円}$  (下2桁切捨) …①

川口市(新市)分(55人)  $150,000 \text{円} \times 12 \text{ヵ月} \div 12 \approx 150,000 \text{円}$  …②

均等割額 ① + ② = 236,600円

(2) 予定申告

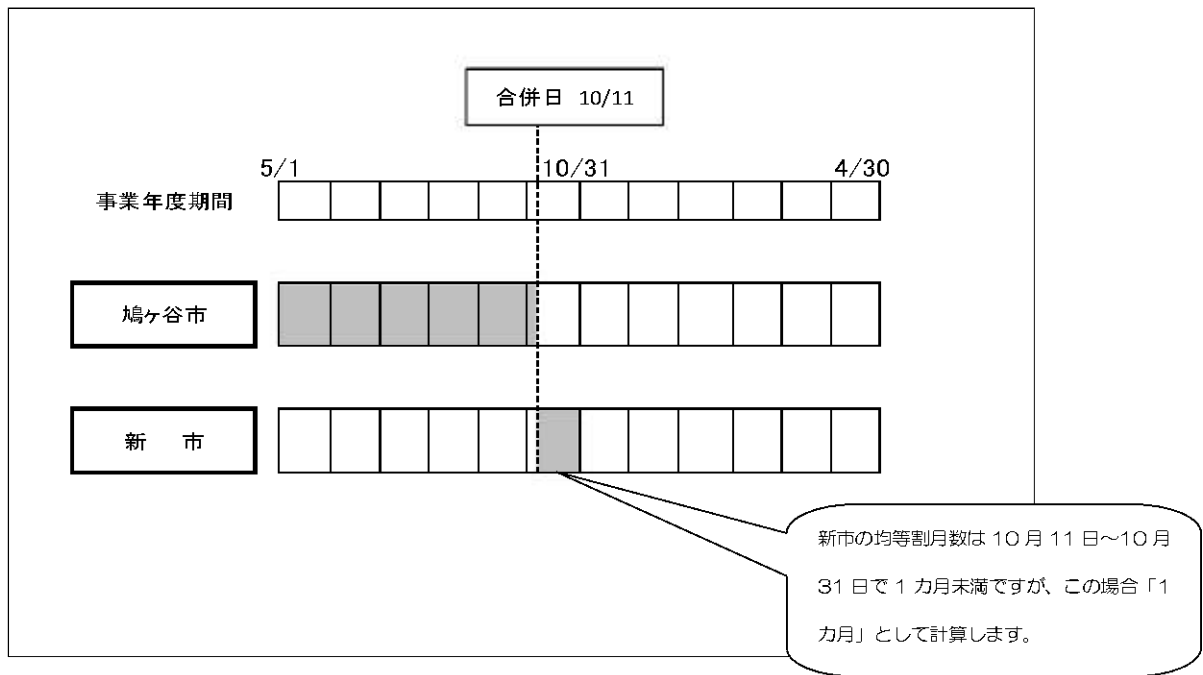
■計算例1 単独法人のうち鳩ヶ谷市内のみに法人の事業所等を有していた場合

- 事業年度 平成 23 年 5 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日
- 前事業年度末日の資本金等の額 10,000,000 円
- 前事業年度の法人税割額 300,000 円
- 従業者数 平成 23 年 10 月 10 日現在 鳩ヶ谷市 20 人  
平成 23 年 10 月 31 日現在 新 市 20 人

<法人税割額>

$300,000 \text{ 円} \times 6 \div 12 = 150,000 \text{ 円}$

<均等割額>



鳩ヶ谷市分 (20 人) 50,000 円×5 カ月÷12≒20,800 円 (下 2 桁切捨) …①

新 市分 (20 人) 50,000 円×1 カ月÷12≒4,100 円 // …②

均等割額 ① + ② = 24,900 円

■計算例2 鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合

- 事業年度 平成23年10月1日～平成24年9月30日
- 前事業年度末日の資本金等の額 20,000,000円
- 前事業年度の法人税割額 鳩ヶ谷市 800,000円 川口市 1,200,000円
- 従業者数 平成23年10月10日現在 鳩ヶ谷市 25人 川口市 35人  
平成24年3月31日現在 川口市(新市) 60人

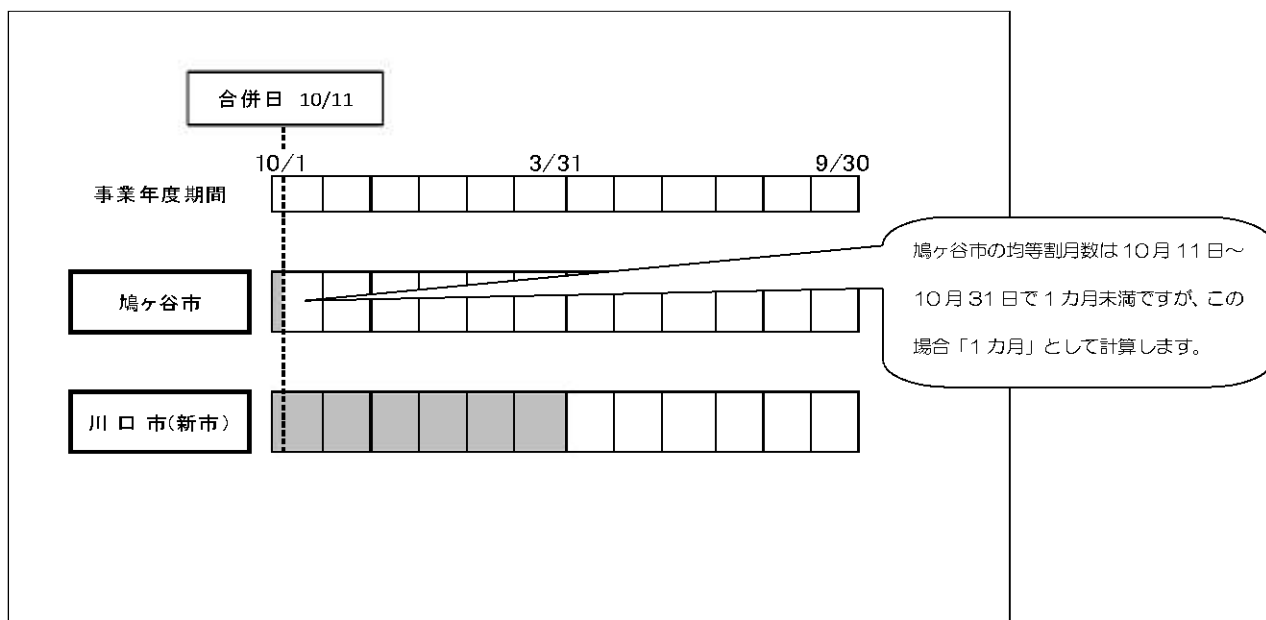
<法人税割額>

鳩ヶ谷市分  $800,000 \text{円} \times 6 \div 12 = 400,000 \text{円}$  …①

川口市分  $1,200,000 \text{円} \times 6 \div 12 = 600,000 \text{円}$  …②

法人税割額 ① + ② = 1,000,000円

<均等割額>



鳩ヶ谷市分(25人)  $130,000 \text{円} \times 1 \text{カ月} \div 12 \approx 10,800 \text{円}$  (下2桁切捨) …①

川口市(新市)分(60人)  $150,000 \text{円} \times 6 \text{カ月} \div 12 \approx 75,000 \text{円}$  // …②

均等割額 ① + ② = 85,800円

## 6 記入例

### ■記入例1 本店が市外で鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合

- 事業年度 平成23年2月1日～平成24年1月31日
- 資本金等の額 20,000,000円
- 法人税額 800,000円
- 従業者数 [平成23年10月10日現在] 市外20人 鳩ヶ谷市20人 川口市35人  
[平成24年1月31日現在] 市外20人 川口市(新市)55人
- 予定申告額 法人税割 川口市 30,000円 鳩ヶ谷市 15,000円  
均等割額 川口市 65,000円 鳩ヶ谷市 65,000円

#### 合併に伴う法人市民税の申告明細書

川口市用

##### 確定・中間申告用

法人名	株式会社 川鳩工業	法人番号	091234567
		事業年度	平成23年2月1日 平成24年1月31日

##### 1 法人税割額の明細

法人税割額の既納付額	川口市	3000000円
	鳩ヶ谷市	1500000円
合計＝確定申告書の①の額		4500000円

##### 2 均等割の明細

	均等割の税率適用区分 に用いる従業者数	均等割額(年額) ※1	均等割月数	納付すべき均等割額 (内既に納付した均等割額)	
				a	b
鳩ヶ谷市	平成23年10月10日現在 20人	130,000円	※2 8 12	a 86,600円 b ( 65,000円)	
川口市(新市)	事業年度末日現在 ※3 55人	150,000円	※4 12 12	a 150,000円 b ( 65,000円)	
				A aの合計額 申告書の③の数値 236,600円	
				B bの合計額 申告書の④の数値 ( 130,000円)	

##### ◎均等割額の計算の仕方

$$\text{均等割の税額(年額)} \times \text{均等割月数} \div 12 = \text{納付すべき均等割額(百円未満切り捨て)}$$

##### 【 記入上の注意 】

- ※1 均等割の税額(年額)は各市の従業者数と資本金等の額で判定してください。
- ※2 鳩ヶ谷市の均等割月数は、事業年度開始日から平成23年10月10日(合併日前日)までの月数で、1月に満たない場合は1ヵ月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数が生じた場合は切り捨てになります。
- ※3 事業年度末日現在の従業者数を記入してください。(鳩ヶ谷市地域の事業所等を含みます。)  
また、中間申告の場合は「事業年度末日現在」を「算定期間末日現在」に読み替えてご記入ください。
- ※4 川口市にある事業所等については、事業年度途中で合併日をはさんだとしても、合併日前後で月割計算は行いません。

受理番号 091234567 法人番号 43	
受付印 (あて先) 川口市長	平成 23 年 2 月 11 日 発行年月日 川口市
所在地 (川口市) さいたま市〇〇区〇〇1-1-1 (川口市青木2-1-1) (電話)	この申告の届出 1 法人税の平成 〇〇 年 〇 月 〇 日の停止申告日の届出による。 2 法人税の平成 〇〇 年 〇 月 〇 日の届出・届出・届出による。
法人名 株式会社 川嶋工業	事業種目 製造業 期末剰余金の額又は世帯金の額 20000000 期末剰余金の額又は世帯金の額 20000000
代表者氏名 川口 太郎	川口 太郎 代表者氏名
平成 23 年 2 月 11 日から平成 24 年 1 月 31 日までの課税標準の確定申告書の提出	
摘要 (差控額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ① 800000 試験研究費の額等又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額 ② みなし配当の2.5%相当額の控除額 ③ 送付法人税額等の控除額 ④ 退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤ 課税標準となる法人税額又は特別控除額及びその法人税額 ⑥+⑦-⑧-⑨+⑩ 800000 2以上の申告時に申告所又は申告所を有する法人における課税標準となる法人税額又は特別控除額及びその法人税額 ⑪×⑫ ⑬ 586000 12.3 72078 外国の法人税等の額の控除額 ⑭ 仮払経理に基づく法人税額等の控除額 ⑮ 差引法人税額⑯-⑰-⑱又は⑲-⑳-㉑ 72000 既に納付の確定した当期分の法人税額 ㉒ 45000 租税条約の実施に係る法人税額等の控除額 ㉓ この申告により納付すべき法人税額⑲+㉔ 27000 均等割額 算定期間中において事業所等を有していた月数 空欄→ ㉕ 円× ㉖ 236600 既に納付の確定した当期分の均等割額 ㉗ 130000 この申告により納付すべき均等割額⑲-㉘ 106600 この申告により納付すべき市民税額⑲+㉙ 133600 ㉙のうち見込納付額 ㉚ 差引 ㉛ 133600	
川口市内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地 川口支店 川口市青木2-1-1 鳩支店 川口市(鳩ヶ谷市)三ツ和1-14-3 合 計 75 55 55	
指 定 会 社 区 名 区 別 業 種 均等割額 〇.〇 〇.〇 〇.〇 〇.〇 〇.〇	決算確定の口 法人税の申告書の提出 青色・その他 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 銀行 支店 口座番号(普通・当座) 送付請求税額 法第15条の4の徴収請求を受けようとする税額
国々税理士 署名捺印 (電話)	

※従業者数は必ず記載してください。

■記入例2 鳩ヶ谷市と川口市の両市に事務所等を有していた場合

- 事業年度 平成23年10月1日～平成24年9月30日
- 前事業年度末日の資本金等の額 20,000,000円
- 前事業年度の法人税割額 鳩ヶ谷市800,000円 川口市1,200,000円
- 従業者数 平成23年10月10日現在 鳩ヶ谷市25人 川口市35人  
平成24年3月31日現在 川口市(新市)60人

合併に伴う法人市民税の申告明細書

川口市用

予定申告用

法人名	株式会社 川鳩工業	法人番号	091234567
		事業年度	平成23年10月1日 平成24年9月30日

1 法人税割額の明細

法人税割の明細	前事業年度の法人税割額		予定申告税額 (A×6) ÷ 前事業年度の月数	
	A	a	c	d
鳩ヶ谷市		800 0 00円	400 0 00円	
川口市(新市)		1 200 0 00円	600 0 00円	
合計		a+b=申告書の①の数値 2,000,000円	c+d=申告書の②の数値 1,000,000円	

2 均等割の明細

	均等割の税平適用区分 に用いる従業者数	均等割額(年額) ※1	均等割月数	均等割額
鳩ヶ谷市	平成23年10月10日現在 25人	130,000円	※2 $\frac{1}{12}$	10,800円
川口市(新市)	算定期間末日現在 ※3 60人	150,000円	$\frac{6}{12}$	75,000円
※算定期間末日～事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日				申告書の④の数値 合計 85,800円

◎均等割額の計算の仕方

$$\text{均等割の税額(年額)} \times \text{均等割月数} \div 12 = \text{納付すべき均等割額(百円未満切り捨て)}$$

【 記入上の注意 】

- ※1 均等割の税額(年額)は各市の従業者数と資本金等の額で判定してください。
- ※2 鳩ヶ谷市の均等割月数は、事業年度開始日から平成23年10月10日(合併日前日)までの月数で、1月に満たない場合は1ヵ月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数が生じた場合は切り捨てになります。
- ※3 算定期間末日現在の従業者数を記入してください。(鳩ヶ谷市地域の事業所等を含みます。)

第二十号の三様式（提出用）

受付印 (あて先) 川口市長		平成 23 年 10 月 1 日 から 平成 24 年 9 月 30 日	法人番号 091234567(20)
所在地	川口市青木2-1-1 (電話 048-258-1110)	事業種別	製造業
法人名	株式会社 川嶋工業	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	20000000
代表者氏名	川口 太郎	前期末現在の資本金等の額 又は出資額(別表)の額	20000000
平均	算定期間中において事務所等を有していた月数	均等	1 月
別項	円 × $\frac{5}{12}$	別項	85800
この申告により納付すべき法人税割額		①	2000000
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (均の金額)		②	1000000
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③	00
この申告により納付すべき法人税割額 (②-③)		④	1000000
この申告により納付すべき市民税額 (①+④)		⑤	1085800
川口市内に所在する事務所、事業所又は寮等		川口市内の均等 割の税率適用区 域に用いる課税 率表	
名	事務所、事業所又は寮等の所在地		
川口本店	川口市青木2-1-1		35
嶋支店	川口市(嶋ヶ谷市)三ツ和1-14-3		25
合 計		⑥	60
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
①		平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで	
②		前事業年度又は前連結事業年度の正期	平成 23 年 10 月 1 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで
③		法人第15条の4の徴収期了を受けようとする税額	
④		均等割額	
⑤		均等割額	
⑥		均等割額	
⑦		均等割額	
⑧		均等割額	
⑨		均等割額	
⑩		均等割額	
⑪		均等割額	
⑫		均等割額	
⑬		均等割額	
⑭		均等割額	
⑮		均等割額	
⑯		均等割額	
⑰		均等割額	
⑱		均等割額	
⑲		均等割額	
⑳		均等割額	
㉑		均等割額	
㉒		均等割額	
㉓		均等割額	
㉔		均等割額	
㉕		均等割額	
㉖		均等割額	
㉗		均等割額	
㉘		均等割額	
㉙		均等割額	
㉚		均等割額	
㉛		均等割額	
㉜		均等割額	
㉝		均等割額	
㉞		均等割額	
㉟		均等割額	
㊱		均等割額	
㊲		均等割額	
㊳		均等割額	
㊴		均等割額	
㊵		均等割額	
㊶		均等割額	
㊷		均等割額	
㊸		均等割額	
㊹		均等割額	
㊺		均等割額	
㊻		均等割額	
㊼		均等割額	
㊽		均等割額	
㊾		均等割額	
㊿		均等割額	

← 空欄

## 7 税率表

### (1) 法人税割

法人区分	税率
ア 資本金等の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	14.7%
イ 資本金等の額が1億円未満で分割前の課税標準となる法人 税額が年1千万円以上の法人	
上記ア、イに該当しない法人	12.3%

### (2) 均等割

資本金等の額	市内従業者数	税率
川口市税条例第31条第2項の表第1号に規定する法人 ア 公共法人及び均等割額が課せられる公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの		50,000円
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

## 8 お知らせ

### (1) 法人番号の変更について

鳩ヶ谷市、川口市の合併に伴い、管内に事業所等を有する法人を総合的に管理するため法人番号等を変更することになりました。新たな法人番号等につきましては、申告時期に新市から発送する確定申告書及び予定申告書（既に発送されている場合は同封の申告書）に印字されておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

### (2) 申告区分コードの変更について

申告書及び納付書に印字される申告区分コードも変更となります。基本的に申告時期に発送する確定申告書及び予定申告書に印字させていただきますが、独自の申告ソフトで様式を出力する場合等においては、下記の新申告区分コードを参考にしてください。

#### <新申告区分コード一覧>

確定申告	「43」	予定申告	「20」	中間申告	「10」
修正申告	「45」	見込納付	「02」※	その他の申告	「空欄で可」

※見込納付のコードは納付書のみ適用

### (3) 申告書等の提出先について

申告書等（各申告、更正の請求及び法人届出書など）の提出先が変わります。合併日（平成23年10月11日）以降の提出先は川口市役所の市民税課に一本化されます。したがって、鳩ヶ谷支所（旧鳩ヶ谷市役所）では受付できませんのでご注意ください。

#### [提出先・送付先]

〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所市民税課 諸税係

### (4) 法人事業届出済証明書及び納税証明書の申請窓口について

川口市役所本庁舎1階⑬番の税証明窓口となります。鳩ヶ谷支所では申請できませんのでご注意ください。

### (5) 「明細書」及び「川口市・鳩ヶ谷市の合併に伴う法人市民税の手引き」の入手方法について

川口市役所3階市民税課窓口にて配布しております。また、当市のホームページ (<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>) からダウンロードすることができます。

**【お問い合わせ先】**

〒332-8601

川口市青木2-1-1

川口市役所市民税課 諸税係

電話 048-259-7633（直通）

FAX 048-259-4541